

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第8号

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則

香川県広域水道企業団の職の設置に関する規則（平成29年香川県広域水道企業団規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、香川県広域水道企業団に置く職を定めるものとする。

（本部の職）

第2条 本部に置く職は次のとおりとする。

- （1） 副企業長
- （2） 事務局長
- （3） 事務局次長
- （4） 課長
- （5） 副課長
- （6） 室長
- （7） 主幹
- （8） 課長補佐
- （9） 室長補佐
- （10） 副主幹
- （11） 主任
- （12） 主任主事
- （13） 主任技師

(14) 主事

(15) 技師

(事務所の職)

第3条 事務所に置く職は次のとおりとする。

事務所	職
高松事務所	所長(甲) 参事 課長 所長(乙) 課長補佐 所長補佐 場長 副主幹 係長 副場長 主査 主任主事 主任技師 主事 技師
丸亀事務所	所長 課長 副課長 場長 副課長 係長 主査 主任 副主任 主事
坂出事務所	所長 課長 主幹 課長補佐 係長 主事 技師
善通寺事務所	所長 主幹 副主幹 係長 主事 技師
観音寺事務所	所長 課長 課長補佐 副主幹 主査 主任 主事 総括技術員 主任技術員
さぬき事務所	所長 副主幹 係長 主査 主任主事 主事
東かがわ事務所	所長 副主幹 主査 主任主事
三豊事務所	所長 所長補佐 主任 副主任 主事 総括技能員
土庄事務所	所長 所長補佐 副主幹 主任主事 主任技師 主事
小豆島事務所	所長 所長補佐 係長 主査 主任主事 主事
三木事務所	所長 副主幹 係長 主任主事
宇多津事務所	所長 副主幹 係長 主査
綾川事務所	所長 所長補佐 副主幹 主査 主事
琴平事務所	所長 主任 主事
多度津事務所	所長 所長補佐 副主幹 主事 技師
まんのう事務所	所長 所長補佐 係長 主査
府中事務所	所長 次長 課長 場長 副主幹 主任 主任主事 主任技師 主事 技師

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。